

事務連絡
令和7年7月15日

協会長各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
常務理事 高清水 善弘

「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル
～ S A S 対策の必要性と活用～」の簡易版の作成について

睡眠時無呼吸症候群（S A S）対策につきましては、国土交通省が策定した「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」を活用し、S A Sの早期発見・早期治療について徹底を図っていただいているところですが、国土交通省は、今般、ポイントを絞った簡易版S A Sマニュアルを作成し、同省物流・自動車局安全政策課から全タク連に対し別紙のとおり周知要請がありました。

つきましては、了知されるとともに、傘下事業者に対しS A Sの早期発見・早期治療について、本マニュアルを活用し、再度徹底を図るよう周知方お願いいたします。

事務連絡
令和7年7月14日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 御中

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課

「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル
～SAS対策の必要性と活用～」の簡易版作成について
(周知依頼)

睡眠時無呼吸症候群は、睡眠中に頻回に呼吸が止まったり、止まりかけたりする状態（睡眠呼吸障害）のために質のよい睡眠が取れず、日中の強い眠気や疲労等を伴い、運転中に突然意識を失うような睡眠に陥ることもあることから、早期発見・早期治療の取組みが重要です。

その中で国土交通省では「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル～SAS対策の必要性と活用～」（平成27年8月改定、以下「SASマニュアル」。）を作成し、SASスクリーニング検査の普及を促進することで、早期発見・早期治療がなされるよう努めてきたところです。

今般、より多くの自動車運送事業者にSASについてご理解いただくため、ポイントを絞った簡易版SASマニュアルを作成いたしました。

また、あわせてSASマニュアルの時点の更新、記載内容の改善・追加や、SASに起因すると疑われる交通事故等事例の追加を行いました。

つきましては、SASに起因する居眠り運転や漫然運転による事故の防止を図るため、本事務連絡について傘下会員に対して周知いただくとともに、適宜当該マニュアルをご活用いただければ幸いです。

() <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>

(右記QRコードからもアクセス可能です)



